

# ★報告会の時間が変わりました 12:30～14:30



大飯原発3・4号運転停止行政訴訟

## 国相手の裁判が始まります

### 8月29日（水）第1回法廷と報告会に結集を



大飯原発3・4号運転停止行政訴訟原告・支援者のみなさま

6月12日に国を相手取って提訴した大飯原発3・4号運転停止行政訴訟の第1回法廷が、8月29日、大阪地方裁判所にて開かれます。原告募集期間はわずか3日間でしたが、福井、岐阜、関西2府4県から136名が原告になっています。この裁判では、活断層3連動の場合に制御棒が基準値以内に挿入できないこと、敷地内の断層（破碎帯）が活断層の可能性が高いことに絞って、安全性が確認できない場合、経産大臣は運転を停止する義務があることを根拠に争います。再稼働の強行がいかに関電を無視したものであるかを、裁判所に訴え、運転停止を実現させていきましょう。

第1回法廷では、福井の原告と、宮城で被災し大阪に避難されてきた原告が意見陳述を行い、裁判所に思いを訴えます。

傍聴は先着順になりますので、早めに集まってください。傍聴席は最大でほぼ30席と限られています。全員は法廷に入れないので、各府県でまんべんなく入っていただきたいと思います。なお、この国相手の裁判は、本裁判なので、原告以外の方も傍聴可能です。ぜひ、傍聴席を原告・支援者で埋め尽くし、裁判所に再稼働反対の意気を示しましょう。

法廷の後は、地裁内の司法記者クラブで記者会見を行い、その後、近くの中之島中央公会堂にて報告会を開きます。法廷に入れなかった方のために、2人の原告が、報告会でも意見陳述を行います。また、関電相手の仮処分裁判の状況報告、福井と関西の近況を交流しましょう。

8月29日（水） 大飯原発3・4号運転停止行政訴訟・第1回法廷  
・集合 11:00 大阪地方裁判所 10階 1007号法廷前  
・第1回法廷 11:30～12:00 1007号法廷  
・記者会見 法廷終了後、地裁内司法記者クラブにて  
報告会 12:30～14:30 中之島中央公会堂 地下1階 大会議室  
(レストランに向かって左側の入り口から入ってください)

2012年8月25日

大飯原発3・4号運転停止行政訴訟原告団事務局

住所 〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 美浜の会気付

TEL: 06-6367-6580 FAX: 06-6367-6581 メール: mihama@jca.apc.org

9月5日（水）大飯原発3・4号運転差し止め仮処分裁判 第5回審尋

集合 10:00 大阪地裁正面玄関 / アピール行動 10:15～11:00 / 審尋 11:00～ 506号法廷

関電を相手とする仮処分裁判です。こちらの方にもぜひ集まってください。

(審尋の傍聴は原告に限られます)